

委員会及び対策本部開催の基本的判断基準

<対応>

レベル	対 応
1	健康福祉部長、同保健医療担当部長、同こども家庭担当部長、同次長（事務・技術）、同健康危機対策監に報告
2	千葉県健康危機管理対策委員会の設置
3	千葉県健康危機管理対策本部の設置

<発生例>

健康被害原因	発 生 例	レベル
食品媒介感染症 (感染性食中毒) 感染症 (※1) 食中毒 (※2) 飲 料 水	① 散発例であるが集団発生の疑いがある事案 ② 集団発生例のうち周辺地域への影響が想定されない事案	1
	① 重篤な健康被害の集団発生例で、周辺地域へ拡大（拡大のおそれがある場合を含む。）の事案 ② 重篤な健康被害の散発発生が、県内で広域に発生（発生のおそれがある場合を含む。）の事案 ③ 最近国内で発生例のない重篤な健康被害の散発事案	2
	① 大規模集団発生例で、県組織内での横断的対応が必要な事案 ② 国際的に注目、全国的な発生等社会的に問題となるような事案	3
	① 健康被害の発生事案	1
医 薬 品 等 毒 物 劇 物 (※3)	① 重篤な健康被害の発生事案 ② 健康被害の県内での多発事案	2
	① 健康被害の全国的な発生事案 ② 重篤な健康被害の県内での多発事案	3
	① 原因が特定できない健康被害の発生事案	1
そ の 他 (※4)	① 原因が特定できない（重篤な）健康被害の散発・集団発生（発生のおそれがある場合を含む。）事案	2
	① 原因が特定できない重篤な健康被害の県内での多発事案 ② 原因が特定できない健康被害の全国的な発生事案 ③ 国際的に注目、全国的な発生等社会的に問題となるような事案	3

- (摘要) 1 各原因ごとの健康危機の最高レベルは、レベル3とする。
2 発生例に掲げる各事案については、事案発生のおそれのある場合を含む。

※1 食品媒介感染症を除く

※2 感染性食中毒を除く

※3 毒物劇物に該当しない農薬事故も、必要に応じて対応する

※4 原因が想定し得ない事案又は、上記の原因に類型化されない事案